

法人口座を開設されるお客さまへ

にいかわ信用金庫

当金庫では、預金口座の不正利用、詐欺等の犯罪が大きな社会問題となっていることから、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への重要性を考慮し、新規口座を開設される法人のお客さまについては事業実態を確認させていただくため、下記事項について事前の準備等をお願いしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

以下の関係書類等をご提示ください。（ご提出いただいた書類は、コピーを取らせていただきます。）

法人の本人確認 名称・本店または主たる事務所の 所在地・設立年月日・事業内容・ 役員に関する事項・法人番号等の 確認	○履歴事項全部証明書（原本）発行後 6 ヶ月以内 ○定款の写し ○法人番号通知書 ○登記のない営業所・事務所の場合 国税・地方税の領収書又は納税証明書、公共料金の領収書、社会保険料の領収書（領収日付の押印または発行年月日から 6 カ月以内のもの）等
実質的支配者の確認 実質的支配者が確認できる書類	<u>○実質的支配者を確認できる直近の書類をご提出ください。</u> ・決算書（別表二の添付もお願いします） ・株主名簿または有価証券報告書 ・公証人による定款認証時発行の「申告受理及び認証証明書」（2018 年 11 月 30 日以降に法人設立の定款認証を申請されたお客さま） ・法務局発行「実質的支配者情報一覧」（令和 4 年 1 月 31 日運用予定）等 <u>○実質的支配者の公的な本人確認書類（期限内のもの）</u>
代表者の本人確認書類 代表者さまがご来店の場合	○運転免許証等顔写真付きの公的な確認書類（期限内のもの） （顔写真無しの場合は 2 種類の確認書類等）
取引担当者の本人確認書類 代表者さま以外の方からのお申し込み	○運転免許証等顔写真付きの公的な確認書類（期限内のもの） （顔写真無しの場合は 2 種類の確認書類等） ○法人の委任状（実印の捺印要） ○法人の印鑑証明書（原本）発行後 6 ヶ月以内

- 本店または主たる事務所等へ訪問し、【取引経緯】【事業内容】【今後の取引内容】等について確認させていただきます。
- 当金庫とのお取引目的・履歴事項全部証明書等の目的内容より、主な事業内容を確認させていただきます。また、その他お持ちいただいた書類で確認できない場合には、追加で書類のご提示を依頼することがございます。
- 税法上の居住地国・外国 P E P s の申告をお願いします。（当金庫所定用紙にて届出）
- 会社設立から 2 年以内の事業所等は、2 年経過後に再度、税法上の居住地国等の確認をさせていただきます。
- 履歴事項全部証明書に記載のある取締役等、実質的支配者確認書類に記載のある株主等の本人特定事項(住所・生年月日等)を確認させていただきます。

※口座開設につきましては、概ね 2 週間程度お時間をいただきます。また、総合的判断により口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、コピーした書類は、返却いたしませんのでご了承くださいますようお願いいたします。

以 上

(R.5.2)